

令和4年度
予防接種実施状況調査について

1 予防接種実施状況調査の目的

本調査は、各市町村の予防接種に関する各種データを基に、生年別接種者割合や接種完了率等を解析し、その結果を提供することにより、各市町村の予防接種事業の運営確認やその課題と評価に資す目的で実施するものである。

- ・各予防接種の生年別接種者割合の把握
- ・各予防接種の生年別接種完了率の把握
- ・各予防接種の実施体制の把握
- ・法改正等による予防接種実施状況の変化に関する基礎資料の収集

2 対象

(1) 調査対象

令和4年度調査では、県内全63市町村を対象とし、予防接種法に規定された痘そうを除くA類疾病について調査した。

(2) 接種者数

接種者数は、各市町村が令和3年度に実施した各予防接種を生年別に集計し、調査票により報告された数とした。

(3) 対象人口

対象人口は、人口動態統計による埼玉県の各年人口動態総覧（保健所・市区町村別）の出生数から、同新生児死亡数又は乳児死亡数を引いて算出した。

3 集計及び算出方法

(1) 各予防接種の接種者数の集計

接種者数の調査は、平成25～令和3年生（Hib、小児用肺炎球菌、BCG、B型肝炎、ロタを除く）の各生年別接種者を対象とした。なお、不活化ポリオワクチン、DT（二種混合）、麻しん単抗原及び風しん単抗原ワクチンについては、接種者数が10人以下となっているため、接種者数の集計のみを行った。

(2) 各予防接種の生年別接種者割合の算出

各予防接種について、生年別接種者の割合を算出した。

【例：令和3年度 DPT-IPV1期初回1回目接種者の令和3年生接種者割合】
$\frac{\text{令和3年度 DPT-IPV1期初回1回目の令和3年生接種者数}}{\text{令和3年度 DPT-IPV1期初回1回目の接種者総数}} \times 100$

(3) 各予防接種の生年別接種完了率の算出

埼玉県予防接種実施状況調査は、平成 18 年度から接種者数の集計方式を「年齢別」から「生年別」に変更し、各予防接種について生年コホート調査を実施している。

今年度調査対象とした令和 3 年度生年別接種者数を平成 25 年度から令和 2 年度生年別接種者数に積み上げ、その合計値から接種完了率を算出した（次ページ【平成 25 年生～令和 3 年生の接種完了率】参照）。

なお、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種については、使用ワクチンの変更があり、平成 24 年 9 月に経口生ポリオワクチンに代わって不活化ポリオワクチン（以下、IPV と表記）が導入され、続いて、平成 24 年 11 月に DPT-IPV（四種混合）ワクチンが導入された。ワクチンの選択〔DPT-IPV（四種混合）／DPT（三種混合）及び不活化ポリオワクチン〕については、接種開始の際にいずれかのワクチンを選択し、その後は、原則として同一のワクチンを必要回数接種することとなった。そのため、既に経口生ポリオワクチンを 1 回接種した者については、IPV を 1 回接種したものとみなし、残り 3 回 IPV を接種するものとされた。なお、DPT ワクチンについては既に製造中止となり、使用期限も切れたため、平成 29 年度からは DPT ワクチンの代わりに DPT-IPV ワクチンを使用することとなった。接種完了率については、DPT 含有ワクチン（以下、DPT と表記）は DPT と DPT-IPV の合算、不活化ポリオワクチンは IPV 及び DPT-IPV の合算とした。

【DPT 及び不活化ポリオワクチンの接種者数】

DPT 含有ワクチンの接種者数

DPT（三種混合）の接種者数 + DPT-IPV（四種混合）の接種者数

不活化ポリオワクチンの接種者数

IPV の接種者数 + DPT-IPV（四種混合）の接種者数

完了率を算出するための対象人口は、出生数から新生児死亡数を引いた 0 歳児人口（MR、水痘は出生数から乳児死亡数を引いた 1 歳児人口）を適用した。

【平成25年生～令和3年生の接種完了率】

◎令和3年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和3年度 令和3年生の接種者数}}{\text{令和3年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎令和2年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和2年度 令和2年生の接種者数} + \text{令和3年度 令和2年生の接種者数}}{\text{令和2年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎令和元年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和元年度 令和元年生の接種者数} + \text{令和3年度 令和元年生の接種者数}}{\text{令和元年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成30年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成30年度 平成30年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成30年生の接種者数}}{\text{平成30年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成29年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成29年度 平成29年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成29年生の接種者数}}{\text{平成29年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成28年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成28年度 平成28年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成28年生の接種者数}}{\text{平成28年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成27年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成27年度 平成27年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成27年生の接種者数}}{\text{平成27年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成26年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成26年度 平成26年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成26年生の接種者数}}{\text{平成26年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

◎平成25年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成25年度 平成25年生の接種者数} + \text{令和3年度 平成25年生の接種者数}}{\text{平成25年人口動態統計 出生数－新生児死亡数又は乳児死亡数}} \times 100$$

※定期予防接種期間に接種された標準接種期間以外の報告数についても接種完了率を算出し、令和3年度市町村別予防接種実施結果にまとめた。

(4) 予防接種実施体制の把握

令和4年度定期予防接種実施計画は、接種対象期間（開始及び終了年齢）、接種方式、実費徴収額を調査し、集計・解析した。

また、定期外予防接種は、令和3年度実施結果及び令和4年度実施計画について、接種方式、公費補助の条件、実費徴収額を調査し、集計・解析した。なお、令和3年度実施計画から、令和2年10月に定期予防接種の対象となった、ロタウイルスワクチンを調査対象から除外した。

4 その他

(1) 生年別接種者数の把握について

平成9年度の予防接種実施データを基に平成10年度から実施してきた埼玉県予防接種調査は、市町村が当該年度に実施した年齢別接種者数の報告（例：0歳児の接種者は何名か）としていたが、平成18年度調査からは、生年別接種者数の報告（例：平成18年生の接種者は何名か）に変更した。

この背景には、接種状況の観察期間が1年間に渡るため、接種方法の変更（法改正に伴う対象年齢の変更など）で接種時期に影響があった場合は、当該年の接種者数に大きな変動が生じ、接種完了率が不正確になりやすいという問題点があった。このため、接種方法の変更があった場合にもその影響を受けず、正確な調査結果として反映できるよう、接種者数を生年別集計に改め、生年コホートとした。

また、本調査の主目的の1つは長期に渡る生年コホート調査であり、各生年の未接種者を把握することである。集計・解析の中間段階で、結果に矛盾が生じた市町村には、過去のデータに遡って確認を依頼した。その結果、修正報告のあった市町村について、新たに報告された接種者数に修正し、各生年別に接種者数を積み上げ、集計・解析を行った。なお、本文中に引用している過去の調査データとの比較は、すでに資料集として還元しているデータを用いた。

(2) 対象人口の設定について

市町村における定期予防接種の接種対象人口は、住民基本台帳に基づく対象者数が用いられているが、転出入等による人口変動を直ちに反映させることは困難である。

本調査では、平成18年度から接種者数を生年別に把握していることから、対象人口には各年の人口動態統計から出生数を基礎として算出した値を用いている。

(3) 保健所について

平成 22 年 4 月 1 日に県内の保健所が再編され、朝霞・春日部・幸手・坂戸・草加・狭山保健所の管轄市町村が変更となった。また、平成 27 年 4 月 1 日に春日部保健所管内であった越谷市が中核市となったため、越谷市保健所が設置された。さらに、平成 30 年 4 月 1 日には川口市が中核市となったため、川口市、蕨市、戸田市を管轄していた川口保健所が、蕨市及び戸田市を管轄する南部保健所となり、川口市保健所が設置された。

本資料集では、埼玉県保健医療政策課ウェブサイトの『埼玉県の保健所』を引用した。また、保健所管轄市町村の区分は全て再編後に合わせて表記した。

再編後の保健所の管轄市町村（市町村名は平成 24 年 10 月 1 日現在）

保健所名	管轄市町村
南部	蕨市、戸田市
朝霞	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部	春日部市、松伏町
草加	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須	行田市、加須市、羽生市
幸手	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
さいたま市	さいたま市
川越市	川越市
越谷市	越谷市
川口市	川口市

(4) 市町村の数え方

県内の市町村は合併等により、40 市 22 町 1 村である。平成 23 年度までの調査で使用した市町村区分は、全て再編後の市町と合算した。